

自己点検シート＜人員・設備・運営基準＞【地域密着型通所介護】

事業所名		
点検者職・氏名		
点検年月日	令和 年 月 日	

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」、該当する事例がない場合は「事例なし」にチェックをしてください。（□を■に塗りつぶすなど）

★確認書類等欄に記載されたものは一例です。一般指導の場合は、その他に確認できる書類があれば、確認書類等欄にその名称を記入し、調査当日に当該書類をご用意ください。

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
Ⅰ 運営状況・設備等に関する基準							
1	設備及び備品等	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	条例第59条の5第1項	・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 届出・変更届	☐		☐
		【食堂、機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。	条例第59条の5第2項	・ 運営規程 ・ 平面図	☐		☐
		【相談室】 遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮し、プライバシーの確保された相談室（専用の部屋でない場合はパーテーション等で囲われている相談スペース）を確保していますか。	条例第59条の5第2項		☐		☐
		【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】			☐		☐
		夜間及び深夜に当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスを提供する場合には、市町村へ届け出ていますか。 ・ 提供の有無 （ 有 ・ 無 ） ・ 有の場合、市長への届出 （ 有 ・ 無 ） ・ 介護サービス情報公表 （ 有 ・ 無 ）	条例第59条の5第4項	・ 宿泊サービスの事業の開始届等	☐	☐	☐
2	緊急時等の対応	サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	条例第53条	・ 運営規程 ・ 連絡体制に関する書類 ・ 職務分担表 ・ 業務報告書・業務日誌等	☐	☐	☐
3	管理者の責務	事業所の従業者及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握そのほかの管理が管理者により一元的に行われていますか。	条例第59条の11	・ 組織図、組織規程 ・ 業務分担表 ・ 業務報告書 ・ 業務日誌等	☐		☐
		従業者に規定を順守させるために必要な指揮命令を行っていますか。			☐		☐

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	事例なし	不適
4	ストレスマネジメント			☐		☐
5	運営規程	条例第59条の12	・運営規程 ・重要事項説明書	☐		☐
6	定員の遵守	条例第59条の14	・利用者名簿 ・運営規程	☐		☐
7	非常災害対策	条例第59条の15	・消防計画 ・避難訓練等の実施記録	☐		☐
	防火管理の責任者を定めていますか。			☐		☐
	防災訓練・避難訓練（火災・地震等）を実施した時、訓練で判明した問題点を検証するなど、訓練の反省を行うとともに、欠席者への別途の研修等を行いましたか。			☐		☐
	非常口付近に避難の妨げとなる物品を配置していませんか。			☐		☐
	災害時の連絡体制や役割分担などを定めた危機管理マニュアルを策定していますか			☐		☐
	消火器の設置場所・非常口は、分かりやすい表示になっていますか			☐		☐
8	衛生管理等	条例第59条の16	・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等	☐		☐
	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。		・感染症対策マニュアル等	☐		☐
	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。		・研修等参加記録 ・指導等に関する記録	☐		☐
	感染症・食中毒が発生した場合、市に対し、報告書を提出していますか。	条例第59条の16 第2項		☐	☐	☐
	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、従業者に周知徹底をしていますか。			☐		☐
	当該事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。			☐		☐
	従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。			☐		☐

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
9	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、苦情処理の措置の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を自由に閲覧できるよう配置していますか。	条例第34条		☐		☐
10	内容及び手続の説明及び同意	事業所の概要、重要事項について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。	条例第9条	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録	☐		☐
		※運営規程の概要、勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払い方法を含む）、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項			☐		☐
		同意の日がサービス開始前となっていますか。			☐		☐
		記載内容に変更がある場合や、介護報酬改定により利用料金が変化する場合は、その都度、重要事項説明書を再作成し、利用者や家族に同意を得て、控えを渡していますか。			☐		☐
11	秘密保持等	上記苦情処理の体制について、重要事項説明書に外部の苦情相談窓口についても記載していますか。 ※外部の苦情相談窓口：南国市長寿支援課、高知県国民健康保険団体連合会			☐		☐
		サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	条例第35条	・利用者及び家族の同意書	☐		☐
12	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例第38条	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録 ・市町村への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	☐		☐
		→ 苦情受付体制について回答してください。 ①苦情相談窓口の設置： ☐ 有 ☐ 無 ②相談窓口担当者： ③苦情件数：月_____件程度（なしの場合0と記入）			☐		☐
		苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。			☐		☐
		利用者やその家族等に対し、事業所内の苦情相談窓口を掲示していますか。			☐		☐
		利用者やその家族から相談・要望・苦情等を受けた場合、その要望等について事業所内で検討を行い、回答を返すなどの対応をしていますか。			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	事例なし	不適
13 事故発生時の対応	重要事項やその他の掲示にあたっては、押しピンを使用しないなど、安全に配慮していますか。			☐		☐
	洗剤・薬品・刃物等、事故につながる恐れのある危険物は、利用者の手の届かない高所や鍵のかかる棚、施錠した部屋に置くなど、保管方法に工夫をしていますか。			☐		☐
	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。	条例第59条の18	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	☐		☐
	→ 過去一年間の事故事例の有無 : ☐ 有 ☐ 無 (該当する方にチェックを入れてください。)					
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。		・損害賠償関係書類	☐		☐
	→ 損害賠償保険への加入 : ☐ 有 ☐ 無 (該当する方にチェックを入れてください。)					
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		・事故再発防止検討記録	☐	☐	☐
	特定の利用者に事故・トラブルが集中する場合、状況を分析し、検証を行い、原因を究明していますか。			☐	☐	☐
14 運営推進会議	夜間及び深夜に当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスにおいて事故が発生した場合にも、同様の対応を行っていますか。		・事故発生報告書	☐	☐	☐
	6ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催していますか。 ※ テレビ電話装置等を活用することも可。利用者等が参加する場合は、テレビ装置等の活用について同意が必要	条例第59条の17	・運営推進会議議事録	☐		☐
	事業所の参加者に加えて、外部の次の①～④から各々1人以上の合計4人以上が参加できていますか。 ①利用者、利用者の家族 ②地域の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等） ③管轄地域の市町村職員又は地域包括支援センター職員 ④その他の知見を有する者（近隣住民等） 運営推進会議の議事録は作成されていますか。 議事録には次の事項が記載されていますか。 ・活動内容の報告 ・活動内容の評価 ・参加者のアドバイス ・議事録は適切な方法で公表していますか。			☐		☐
15 虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知を徹底していますか。 (※令和6年4月1日より義務化)	条例第40条の2	・虐待の防止のための対策を 検討する委員会の議事録	☐		☐
	事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。		・虐待の防止のための指針	☐		☐
	従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。		・研修計画 ・研修記録	☐		☐
	上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置していますか。			☐		☐

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
16	記録の整備	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。または、事業開始から5年経過していないなど、完結から5年経過した事例がない場合、5年間保存する体制を整えていますか。 ①地域密着型通所介護計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	条例第59条の19第2項	・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	☐		☐
II 変更の届出等							
16	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を本市に届け出ていますか。	介護保険法第78条の5	・届出書類の控	☐	☐	☐
III 人員基準							
17	従業者の員数	サービス提供時間（送迎時間を除く。）を記入してください 【生活相談員】 提供時間数に応じて、単位数にかかわらず、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員を1名以上配置していますか。 ※サービス提供開始時刻から終了時刻までとし、サービスが提供されていない時間帯を除く。 ※提供日ごとに、生活相談員の勤務延時間数≧提供時間数 となっていること。 例えば、9:00～12:00、13:00～18:00の2単位のサービスを実施する場合、サービス提供時間は9:00～18:00（12:00～13:00を除く）の8時間となり、生活相談員の員数にかかわらず、8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 【看護職員】 単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を1名以上配置していますか。 ※提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図ること。 ※利用定員が10人以下の場合は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、サービス提供を行う提供時間数に応じて専ら提供に当たる看護職員又は介護職員を1名以上配置していますか。 看護職員の配置について、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を配置する場合は、看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等とサービス提供時間帯を通じて、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保していますか。	条例第59条の3第1項 条例第59条の3第1項 条例第59条の3第2項	午前 : ~ 午後 : ・勤務表 ・サービス記録 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者数及び利用者の所要時間が分かる書類	☐		☐
	従業者の員数	看護職員の配置について、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を配置する場合は、看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等とサービス提供時間帯を通じて、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保していますか。			☐		☐

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
		【介護職員】 単位ごとに、平均提供時間数に応じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員を次のとおり配置していますか。 ・利用者の数が15人までは1名以上 ・利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ※（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式） 【利用者15人まで】 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝ 平均提供時間数 【利用者16人以上】 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数 ※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数	条例第59条の3第1項		☐		☐
		指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員（利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員）を、常時1人以上従事させていますか。 この限りにおいて、常時配置された介護職員以外の介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員等として従事することができる。	条例第59条の3第3項 条例第59条の3第4項		☐		☐
		【機能訓練指導員】 機能訓練指導員を1名以上配置していますか。 ※機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）であること。（H30年度改正より、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師が追加されている。一定の要件とは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者をいう）	条例第59条の3第1項 条例第59条の3第6項		☐		☐
		【生活相談員・介護職員】 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤となっていますか。 ※利用定員10人以下の場合は、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤となっていますか。	条例第59条の3第7項		☐		☐
18	管理者	管理者は、常勤・専従ですか。 ※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。 → 管理者の兼務状況について回答してください。 ①兼務の有無 ☐ 有 ☐ 無 ②兼務の内容（①で有にチェックした場合のみ） ☐ 当該事業所の従業者 [詳細] <職種: > ☐ その他（同一敷地内の他事業所の管理者等） [詳細] <事業所名: > <職種: >	条例第59条の4	・勤務表	☐		☐

例えば、利用者数18人、平均提供時間数5時間の場合
 $((18-15) \div 5 + 1) \times 5 = 8$ （時間）
の勤務延時間数分の人員配置が必要

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
19	勤務体制の確保等	指定地域密着型通所介護事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員の配置、管理者との業務関係等を明確にしていますか。	条例第59条の13第1項	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）	☐		☐
		当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については委託可。	条例第59条の13第2項	・勤務表 ・雇用契約書	☐		☐
		出勤簿又はタイムカード等により出勤管理を行っていますか。			☐		☐
		地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	条例第59条の13第3項	・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	☐		☐
		【サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）に併設する事業所のみ回答してください。】 地域密着型通所介護事業所の従業者としての勤務時間数に、サ高住の従業者としての勤務時間数を含めるなど、地域密着型通所介護事業所における勤務体制とそれに併設しているサ高住における勤務体制を一体的に管理していませんか。			☐		☐
		全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させていますか。	条例第59条の13第3項		☐		☐
		職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	条例第59条の13第4項		☐		☐
20	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。	条例第32条の2	・業務継続計画	☐		☐
		業務継続計画に従い、必要な措置を講じていますか。			☐		☐
		従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。			☐		☐
		必要に応じて、業務継続計画の見直しをしていますか。			☐		☐
21	秘密保持等	従業者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第35条第1項		☐		☐
		従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第35条第2項		☐		☐
Ⅳ 処遇に関する基準							
22	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	条例第12条第1項	・利用者に関する記録	☐		☐
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	条例第12条第2項		☐	☐	☐

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
23	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	条例第59条の6	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点	☐		☐
24	居宅介護支援事業者等との連携	サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第15条第1項	・情報提供に関する記録	☐		☐
25	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第59条の10	・居宅サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・地域密着型通所介護計画書	☐		☐
26	居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	条例第18条		☐	☐	☐
27	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	条例第20条第1項	・サービス提供票・別表 ・業務日誌 ・地域密着型通所介護記録	☐		☐
		介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。	条例第20条第2項		☐		☐
28	指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	指定地域密着型通所介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、計画的に行われていますか。	条例第59条の8第1項	・地域密着型通所介護計画書 ・居宅サービス計画書	☐		☐
		自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	条例第59条の8第2項		☐		☐
29	指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを心がけるとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行っていますか。	条例第59条の9	・地域密着型通所介護計画書 ・使用しているパンフレット等	☐		☐
		身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		・身体拘束に関する記録	☐		☐
		介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。		・研修参加状況等がわかる書類			
		利用者の心身の状況等の把握に努め、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを適切に提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えていますか。		・利用者に関する記録 ・指導を記録した書類等	☐		☐
30	地域密着型通所介護計画書の作成	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書を作成していますか。	条例第59条の10	・地域密着型通所介護計画書	☐		☐
		地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成していますか。			☐		☐
		地域密着型通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。		・地域密着型通所介護計画書 ・居宅サービス計画書	☐		☐
		地域密着型通所介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		・地域密着型通所介護計画書 ・利用者に関する記録	☐		☐

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
		地域密着型通所介護計画書を利用者に交付していますか。		・地域密着型通所介護計画書 ・利用者に関する記録	☐		☐
		地域密着型通所介護計画の作成後、当該計画の実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。			☐		☐
		居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。		・地域密着型通所介護計画書	☐	☐	☐
31	高齢者虐待防止法（「養介護施設従事者等」による高齢者虐待）に関する事項	高齢者虐待が疑われる事例がないか事業所内で検証していますか。			☐		☐
		高齢者虐待が疑われる事例がある場合、その原因を究明し、解消に努めましたか。			☐	☐	☐
		高齢者虐待について利用者等から相談等を受けた場合、その相談等を文書で記録していますか。			☐	☐	☐
		高齢者虐待について利用者等から相談等を受けた場合、その相談について、事業所内で検証し、回答を返すなどの対応をしましたか。			☐	☐	☐
		高齢者虐待防止法に係る「養介護施設従事者等」による高齢者虐待の定義を職員に周知していますか。			☐		☐
		（高齢者虐待の類型） ・身体的虐待 ・介護・世話の放棄 ・放任・心理的虐待 ・性的虐待 ・経済的虐待					
		虐待を受けた高齢者又は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した従業者に対し、市町村への通報義務等が規定されていることを職員に周知していますか。			☐		☐
		高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを職員に周知していますか。			☐		☐
		高齢者虐待の通報については、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定により妨げられるものと解釈してはならないことを職員に周知していますか。			☐		☐
		高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。			☐		☐
		従業者に対する研修実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従業者による高齢者虐待防止のための措置を講じていますか。			☐		☐

V 会計に関する基準

32	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	条例第41条	・会計関係書類	☐		☐
33	利用料等の受領	利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第59条の7第1項	・サービス提供票、別表 ・領収書控	☐		☐
		上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用【介護予防サービスは不可】 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤指定地域密着型通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	条例第59条の7第3項	・重要事項説明書 ・運営規程 ・領収書控 ・車両運行日誌	☐		☐

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	事例なし	不適
		前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。	条例第59条の7第5項	・説明文書 ・同意に関する記録	☐		☐
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法第41条第8項	・領収書控	☐		☐
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第65条	・領収書控	☐		☐

根拠条文欄において、「条例」とあるのは「南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月21日南国市条例第36号)を指す。